

石川県公報

令和2年12月25日

第13369号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|---|---|--------------------------|---|
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) | 1 | ○県道の供用の開始 (同) | 3 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) | 1 | ○道路の占用を制限する区域の指定 (同) | 3 |
| ○保安林の指定の解除予定 (森林管理課) | 1 | ○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) | 3 |
| ○令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表 について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系郡) (水産課) | 2 | ○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) | 4 |
| ○県道の区域の変更 (道路整備課) | 2 | ○土地改良区の役員就任公告 (同) | 4 |
| | | ○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課) | 5 |
| | | 正 誤 | |
| | | ○令和2.12.18第13367号中 | 5 |

告 示

石川県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------|--------------|-----------|
| ののいち整形外科脊椎外科クリニック | 野々市市白山町5番21号 | 令和2年12月1日 |

石川県告示第437号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------|--------------|-----------|
| ののいち整形外科脊椎外科クリニック | 野々市市白山町5番21号 | 令和2年12月1日 |

石川県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除予定保安林の所在場所
羽咋郡宝達志水町米出口1の1・ヌ7の1・7の2・8の3・10の11・10の14・25・26・ル1の3・7の1（以上10筆について 次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第439号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度(令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。以下同じ。)における数量を次のとおり定めた。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 さんま

- 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|-----------|------|
| 石川県知事管理漁業 | 現行水準 |

第2 まあじ

- 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|-----------|------|
| 石川県知事管理漁業 | 現行水準 |

第3 まいわし対馬暖流系群

- 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
16,800トン
- 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|-----------------|----------|
| 石川県中型まき網漁業 | 4,300トン |
| 石川県その他漁業(定置漁業等) | 10,000トン |

石川県告示第440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年12月25日から令和3年1月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | 関係図面の 縦覧場所 |
|-------|---------------------------------------|-----|---------------------|-------------------------|
| | 変 更 の 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m) | |
| 輪島浦上線 | 輪島市門前町浦上ロ64番地先から 輪島市門前町浦上五四2番甲地先まで | 旧 | 7.12~12.01 118.5 | 奥能登土木 総合事務所 維持管理課 |
| | | 新 | 7.52~18.24 118.5 | |

石川県告示第441号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年12月25日から令和3年1月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|---------------------------------------|------------|---------------------|
| 輪島浦上線 | 輪島市門前町浦上口64番地先から 輪島市門前町浦上五四2番甲地先まで | 令和2年12月25日 | 奥能登土木総合事務所 維持管理課 |

石川県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、令和2年12月25日から令和3年1月15日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 関係図面の縦覧場所 |
|-------|-------|---------------------------------------|-----------------|
| 県道 | 輪島浦上線 | 輪島市門前町浦上口64番地先から 輪島市門前町浦上五四2番甲地先まで | 奥能登土木総合事務所維持管理課 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年12月25日

公 告

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----|-----------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 小西 重之 | 白山市 | 白山市島田町603番ほか5筆 |
| 有限会社 あさひ | 白山市 | 白山市宮永新町407番ほか6筆 |
| 有限会社 カワムコ | 白山市 | 白山市上小川町730番ほか3筆 |
| 有限会社 安井ファーム | 白山市 | 白山市竹松町242番ほか18筆 |
| 株式会社 ヤマジマ | 白山市 | 白山市安吉町1270番ほか1筆 |

| | | |
|---------------|----------|------------------|
| 有限会社 吉村農産 | 白山市 | 白山市安吉町1357番 |
| 向瀬 正彦 | 羽咋市 | 羽咋市四柳町平34番 |
| 株式会社 寺井ファーム | 羽咋郡宝達志水町 | 羽咋市柴垣町13字123番2 |
| 榎谷 武史 | 羽咋市 | 羽咋市東釜屋町梅8番ほか12筆 |
| 有限会社 フロンティアはら | 羽咋市 | 羽咋市東釜屋町竹14番ほか7筆 |
| 高松 保之 | 金沢市 | 金沢市打木町西113番 |
| 喜綿 和彦 | 河北郡津幡町 | かほく市大崎七字224番ほか5筆 |

2 認可年月日

令和2年12月25日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

鶴来土地改良区

| 職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|----|---------|----------------|------------|
| 理事 | 中 村 滋 | 白山市井口町北130番地1地 | 令和2年11月20日 |
| 〃 | 村 本 和 夫 | 〃 道法寺町ホ28番地 | 〃 |
| 〃 | 藤 田 和 彦 | 〃 坂尻町ホ24番地 | 〃 |
| 〃 | 本 橋 吉 朗 | 〃 明島町ム36番地 | 〃 |
| 〃 | 本 田 武 志 | 〃 柴木町甲8番地 | 〃 |
| 〃 | 作 本 一 正 | 〃 日向町和15番地1 | 〃 |
| 〃 | 小 寺 正 彦 | 〃 月橋町ヌ36番地2 | 〃 |
| 〃 | 村 本 覚 | 〃 荒屋町に58番地 | 〃 |
| 〃 | 立 川 秀 夫 | 〃 三宮町イ153番地1 | 〃 |
| 〃 | 宮 北 光 一 | 〃 小柳町ホ114番地 | 〃 |
| 〃 | 中 山 吉 充 | 〃 中島町口1番地 | 〃 |
| 監事 | 舘 伸 一 | 〃 行町イ92番地 | 〃 |
| 〃 | 岩 岸 正 | 〃 部入道町口1番地 | 〃 |
| 〃 | 森 下 茂 | 〃 森島町利76番地 | 〃 |

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和2年12月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

鶴来土地改良区

| 職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|----|---------|---------------|------------|
| 理事 | 小 寺 正 彦 | 白山市月橋町ヌ36番地2 | 令和2年11月21日 |
| 〃 | 村 田 興 好 | 〃 中ノ郷町イ55番地 | 〃 |
| 〃 | 小 倉 芳 治 | 〃 荒屋町88番地 | 〃 |
| 〃 | 本 吉 孝 | 〃 森島町知216番2号地 | 〃 |
| 〃 | 中 村 裕 | 〃 曾谷町イ25番地 | 〃 |
| 〃 | 林 重 毅 | 〃 安養寺町イ15番地 | 〃 |

| | | | | |
|----|------|---|------------|---|
| 〃 | 多田一夫 | 〃 | 白山町夕182番地 | 〃 |
| 〃 | 高岡賢一 | 〃 | 日向町和111番地 | 〃 |
| 〃 | 太田浩 | 〃 | 道法寺町ホ16番地 | 〃 |
| 〃 | 村田喜吉 | 〃 | 明島町夕91番地1 | 〃 |
| 〃 | 中村功 | 〃 | 八幡町ル129番地1 | 〃 |
| 監事 | 村岸聡 | 〃 | 大竹町イ17番地 | 〃 |
| 〃 | 加藤光男 | 〃 | 鶴来朝日町34番地 | 〃 |
| 〃 | 林学 | 〃 | 日御子町ロ25番地 | 〃 |

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

令和2年12月25日

石川県知事 谷本正憲

| 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 能美郡川北町字壺ツ屋169番2、170番2 | 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 ゲンキー株式会社 |

正 誤

令和2年12月18日石川県公報第13367号中、正誤次のとおり

| ページ | 件名 | 誤 | 正 |
|-----|------------|-----------|---------|
| 2 | 石川県告示第432号 | 津幡土木総合事務所 | 津幡土木事務所 |

